

香川県漁業調整規則をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第7号

香川県漁業調整規則

香川県漁業調整規則（昭和40年香川県規則第93号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 漁業の許可（第7条—第33条）

第3章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等（第34条—第55条）

第4章 罰則（第56条—第59条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、漁業法（昭和24年法律第267号）及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）その他漁業に関する法令とあいまって、香川県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規則は、漁業法第84条第1項に規定する海面に適用する。

（県内に住所を有しない者の申請又は届出）

第3条 県内に住所を有しない者が、漁業法第66条第1項の規定による漁業（小型さけ・ます流し網漁業を除く。）のほか、第7条第4号、第5号、第7号から第11号まで、第14号、第15号、第18号及び第20号までに掲げる漁業の方法による漁業に関し知事に申請し、又は届け出ようとする場合には、その住所の所在する都道府県の知事の副申書を添付しなければならない。

（代表者の届出）

第4条 漁業法第5条第1項の規定による代表者の届出は、第1号様式（その1又はその2）によるものとする。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第5条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 漁業法第8条第6項の規定による認可の申請書 第2号様式
- (2) 漁業法第10条の規定による免許の申請書 第3号様式

(小型機船底びき網漁業の地方名称)

第6条 小型機船底びき網漁業取締規則（昭和27年農林省令第6号）第1条第1項各号に掲げる小型機船底びき網漁業で次の表の左欄に掲げるものの地方名称は、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

小型機船底びき網漁業の種類	地 方 名 称
手縄第1種漁業	手縄網漁業 いかこぎ網漁業 いか巣びき網漁業
手縄第2種漁業	自家用餌料びき網漁業 えびこぎ網漁業 げたこぎ網漁業 いか磯間びき網漁業 いかこぎ網漁業 なまここぎ網漁業 かきこぎ網漁業 てつかんこぎ網漁業 いかなごこぎ網漁業 すずきこぎ網漁業 とりがいこぎ網漁業
手縄第3種漁業	貝けた網漁業 なまこけた網漁業 かきけた網漁業 戦車こぎ網漁業 えびけた網漁業
打瀬漁業	打瀬網漁業
その他の小型機船底びき網漁業	板びき網漁業

第2章 漁業の許可

(漁業の許可)

第7条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、第1号から第20号までに掲げる漁業の方法による漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第3号、第8号、第15号、第22号及び第26号に掲げる漁業の方法による漁業にあっては、漁業法第8条第1項の規定により当該漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合又は当該漁業協同組合を会員とする漁業協同組合連合会の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。

- (1) 小型まき網（総トン数5トン未満の船舶を使用するものに限る。第39条第2号に掲げる漁業の方法を除く。以下「小型まき網漁業」という。）

- (2) 機船船びき網（総トン数5トン未満の動力漁船を使用するものに限る。以下「機船船びき網漁業」という。）
- (3) 地びき網（以下「地びき網漁業」という。）
- (4) 袋まち網（以下「袋まち網漁業」という。）
- (5) ごち網（第39条第1号に掲げる漁業の方法を除く。以下「ごち網漁業」という。）
- (6) 敷網（火光を利用するものを含む。以下「敷網漁業」という。）
- (7) さし網（次号に掲げる漁業の方法を除く。船舶を使用するものに限る。以下「さし網漁業」という。）
- (8) 固定式さし網（船舶を使用するものに限る。以下「固定式さし網漁業」という。）
- (9) すくい網（以下「すくい網漁業」という。）
- (10) たこつぼなわ（いいだこつぼなわを含む。船舶を使用するものに限る。以下「たこつぼなわ漁業」という。）
- (11) 延なわ（たい、はも又はあなごを目的として動力漁船を使用するものに限る。以下「延なわ漁業」という。）
- (12) せん（かご、いか巣及びいかつけを含む。船舶を使用するものに限る。第10号に掲げる漁業の方法を除く。以下「せん漁業」という。）
- (13) 空釣りなわ（以下「空釣りなわ漁業」という。）
- (14) 潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。船舶を使用するものに限る。以下「潜水器漁業」という。）
- (15) いさり（船舶を使用してほこ、やす、はぐ又はかぎを使用するもの（火光を利用するものを含む。）に限る。以下「いさり漁業」という。）
- (16) まで突（以下「まで突漁業」という。）
- (17) えむしかけ（ゆうかけを含む。以下「えむしかけ漁業」という。）
- (18) まきえ釣り（以下「まきえ釣り漁業」という。）
- (19) ひき釣り（さわら又はひらを目的とするものに限る。以下「ひき釣り漁業」という。）
- (20) まだこ釣り（以下「まだこ釣り漁業」という。）
- (21) 船舶を使用しないさし網（次号に掲げる漁業の方法を除く。以下「船舶を使用しないさし網漁業」という。）
- (22) 船舶を使用しない固定式さし網（以下「船舶を使用しない固定式さし網漁業」という。）
- (23) 船舶を使用しないたこつぼなわ（いいだこつぼなわを含む。以下「船舶を使用しないたこつぼなわ漁業」という。）
- (24) 船舶を使用しないせん（かご、いか巣及びいかつけを含む。前号に掲げる漁業の方法を除く。以下「船舶を使用しないせん漁業」という。）
- (25) 船舶を使用しない潜水器（簡易潜水器を使用するものを含む。以下「船舶を使用しない潜水器漁業」という。）

(26) 小型定置網（以下「小型定置網漁業」という。）

(27) 建干網（以下「建干網漁業」という。）

（許可の申請）

第8条 漁業法第66条第1項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第1項の規定による漁業及び前条第1号から第20号までに掲げる漁業の方法による漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに、第4号様式（その1）による申請書を知事に提出しなければならない。ただし、小型機船底びき網漁業にあっては、第4号様式（その2）による申請書を知事に提出しなければならない。

2 第25条の規定により定数が定められた漁業（以下「定数漁業」という。）に係る前項の許可の申請は、知事が定める期間中にしなければならない。ただし、第22条第1項、第27条及び第28条第1項の規定により許可の申請をする場合は、この限りでない。

3 知事は、前項の期間を定めたときは、これを公示する。

4 前項の公示に係る許可の申請をした者がその後に死亡し、合併により解散し、又は分割（当該申請に係る権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該申請をした者の地位を承継すべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可の申請をした者の地位を承継する。

5 前項の規定により許可の申請をした者の地位を承継した者は、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

6 知事は、第1項の申請書のほか、許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を命ずることがある。

（許可の有効期間）

第9条 漁業の許可の有効期間は、3年とする。ただし、第27条又は第28条第1項の規定によって許可した場合は、従前の許可の残存期間とする。

2 前項の有効期間は、同一の定数漁業については、同一の期日に満了するように定めるものとする。

3 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において海区漁業調整委員会の意見を聴いて、第1項の期間より短い期間を定めことがある。

（許可証の交付）

第10条 知事は、漁業の許可をしたときは、その申請者に第5号様式（その1又はその2）の許可証を交付する。

（許可証の携帯義務）

第11条 漁業の許可を受けた者は、当該許可に係る漁業を操業するときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならぬ。

2 許可証の書換申請その他の事由により、許可証を行政庁に提出中である者が当該許可に係る漁業を操業するときは、前項の規定にかかわらず知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させればよい。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。
(許可証の譲渡等の禁止)

第12条 漁業の許可を受けた者は、許可証又は前条第2項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可番号の表示)

第13条 小型機船底びき網漁業又は瀬戸内海機船船びき網漁業の許可を受けた者は、船舶の外部の両舷側のおおむね中央部又は船橋の両側に第6号様式による許可番号を表示しなければ当該船舶を当該漁業に使用してはならない。

2 小型機船底びき網漁業又は瀬戸内海機船船びき網漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、前項の規定によりした表示を消さなければならない。

(許可の制限又は条件)

第14条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、漁業の許可又は第21条による起業の認可（以下「起業の認可」という。）をするに当たり、当該許可又は起業の認可に制限又は条件を付けることがある。

(許可の内容に違反する操業の禁止)

第15条 漁業の許可を受けた者は、漁業の許可の内容（船舶ごとに許可を要する漁業にあっては漁業種類（当該漁業を魚種、漁具、漁法等により区分したものという。以下同じ。）、船舶の総トン数、推進機関の馬力数、操業区域及び操業期間を、その他の漁業にあっては漁業種類、操業区域及び操業期間をいう。以下同じ。）に違反して当該漁業を営んではならない。

(許可の内容の変更の許可)

第16条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、漁業の許可の内容を変更しようとするときは、第7号様式による申請書を提出して、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の場合には、第8条第6項の規定を準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第17条 漁業の許可を受けた者は、許可証の記載事項（漁業種類、操業区域及び操業期間に係るものを除く。）に変更を生じたときは、速やかに（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあっては、その工事が終わったとき、又は機関換装の終わったとき）、第8号様式による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第18条 漁業の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、速やかに、その理由を付して知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付又は再交付)

第19条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付する。

- (1) 第16条の許可（船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係る許可を除く。）をしたとき。
- (2) 第17条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があったとき。
- (3) 第29条第2項の規定による届出があったとき。
- (4) 第32条第1項の規定により漁業の許可につき、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第20条 漁業の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、速やかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても同様とする。

- 2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 漁業の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は合併後存続する法人、合併によって成立した法人若しくは清算人が前2項の手続をしなければならない。

(起業の認可)

第21条 漁業の許可を受けようとする者であつて現に船舶又は主な漁具を使用する権利を有しないものは、船舶の建造に着手する前又は船舶若しくは漁具を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他船舶若しくは漁具を使用する権利を取得する前に、船舶ごとに許可を要する漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、他の漁業にあっては当該漁業ごとに、あらかじめ起業につき知事の認可を受けることができる。

- 2 前項の認可を受けようとする者は、船舶ごとに許可を要する漁業にあっては当該漁業ごと及び船舶ごとに、他の漁業にあっては当該漁業

ごとに第4号様式（その1又はその2）による申請書を知事に提出しなければならない。

3 第8条第2項から第6項までの規定は、第1項の認可の申請に準用する。

第22条 知事は、起業の認可を受けた者がその起業の認可に基づいて漁業の許可の申請をした場合において、申請の内容が認可を受けた内容と同一であるときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可をするものとする。

2 起業の認可を受けた者が認可を受けた日から知事の指定した期間内に漁業の許可を申請しないときは、起業の認可は、その期間の満了の日にその効力を失う。

（許可等をしない場合）

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、漁業の許可又は起業の認可をしない。

（1）申請者が次条に規定する適格性を有する者でない場合

（2）その申請に係る漁業と同種の漁業の許可の不当な集中に至るおそれがある場合

（3）漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合

2 知事は、前項第1号又は第2号の規定により許可又は認可をしないときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聴くとともに、当該申請者にその理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第1項第3号の規定により許可又は認可をしないときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

（許可等についての適格性）

第24条 漁業の許可又は起業の認可について適格性を有する者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

（1）漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であること。

（2）前号の規定により適格性を有しない者が、どんな名目によるのであっても、実質上当該漁業の経営を支配するに至るおそれがあること。

（許可等の定数）

第25条 知事は、水産資源の保護培養又は漁業取締りその他漁業調整上必要があると認めるときは、第7条各号に掲げる漁業の方法による漁業につき及び漁業法第66条第1項に掲げる漁業のうち同条第3項の規定により知事が許可をできる船舶の隻数の最高限度が定められた漁業以外の漁業につき、漁業の許可又は起業の認可をする数の最高限度（以下「定数」という。）を定めることができる。

2 知事は、前項の定数を定める場合には、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴くものとする。

3 漁業法第66条第3項の規定により知事が許可をすることができる船舶の隻数の最高限度が定められたときは、当該隻数の最高限度は第1項の規定によって知事が定めた定数とみなす。

4 知事は、第1項の定数（前項の規定により知事が定めたとみなされる定数を除く。）を定めたときは、これを公示する。

5 第2項及び前項の規定は、第1項の規定により定めた定数を変更する場合に準用する。

（許可等の基準）

第26条 定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請が定数を超える場合には、知事は、少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。

（1）漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図ること。

（2）当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図ること。

2 知事は、定数漁業に係る漁業の許可又は起業の認可の申請をすべて認めるとすれば当該漁業の定数を超えることとなる場合において、その申請のうちに現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者（当該漁業の許可の有効期間の満了日が第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあっては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者）が当該漁業の許可の有効期間（起業の認可を受けており、又は受けていた者にあっては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間）の満了日の到来のため改めてした申請（船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であつてその総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数を超えないものについてした申請に限る。）があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に優先して漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

3 知事は、前項の規定により漁業の許可又は起業の認可をするとすれば定数を超えることとなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業の許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

（1）当該漁業の操業状況

（2）各申請者が当該漁業に依存する程度

（3）船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、前項の規定により漁業の許可又は起業の認可をする申請に係る船舶の申請者別隻数

4 知事は、第1項又は前項の基準を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聞くものとする。

（許可等の特例）

第27条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業については、次の各号のいずれかに該当する場合は、その申請の内容が従前の漁業の許可又は起業の認可を受けた内容と同一であるときは、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 漁業の許可を受けた者が、その許可の有効期間中にその許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止し、他の船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合
- (2) 漁業の許可を受けた者が、その許可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したため、滅失又は沈没の日から6月以内（その許可の有効期間中に限る。）に他の船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合

第28条 知事は、定数漁業のうち船舶ごとに許可を要する漁業の許可を受けた者から、その許可の有効期間中に許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該漁業を営もうとする者が、当該船舶について漁業の許可又は起業の認可を申請した場合において、その申請が次の各号のいずれかの場合に該当し、かつ、その申請の内容が従前の許可に係る漁業の許可の内容と同一であるときは、第23条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、漁業の許可又は起業の認可をするものとする。

- (1) 漁業の許可を受けた者が、当該漁業の経営の安定又は合理化を図るため、その経営組織を変更して、他の漁業者若しくは漁業従事者と一緒に当該漁業を営む場合又はその者若しくはその者の当該漁業に従事する者を主たる構成員若しくは社員とする法人として当該漁業を営む場合その他これらに準ずる場合
 - (2) 漁業の許可を受けた者が、その許可に係る船舶の合計総トン数が別に定めて公示する規模に達しない場合において、その規模に達するため、他の船舶をあわせ使用しようとするとき。
 - (3) その許可又は起業の認可を申請した者が、漁業調整若しくは水産資源の保護培養のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため緊急に転換を図る必要があると認められる漁業であって別に定めて公示するものを営み、若しくはこれに従事する者又はこれらを主たる構成員若しくは社員とする法人である場合
 - (4) 当該漁業の従事者が自立して当該漁業を営もうとする場合
- 2 知事は、前項第2号若しくは第3号の規定に基づき別に定め、又はこれを変更しようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聞くものとする。
- （相続又は法人の合併若しくは分割）

第29条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割（当該漁業の許可又は起業の認可に基づく権利及び義務の全部を承継させるものに限る。）をしたときは、その相続人（相続人が2人以上ある場合において、その協議により漁業を営むべき者を定めたときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併によって成立した法人又は分割によって当該権利及び義務の全部を承継した法人は、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により漁業の許可又は起業の認可を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承継の日から2月以内にその旨を知事に届け出なければならない。

（許可等の取消し）

第30条 知事は、漁業の許可又は起業の認可を受けた者が、第24条に規定する適格性を有す者でなくなったときは、その許可又は起業の認可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による漁業の許可又は起業の認可の取消しをするときは、あらかじめ、海区漁業調整委員会の意見を聞くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

第31条 知事は、漁業の許可を受けた者がその許可を受けた日から6月間又は引き続き1年間休業したときは、その許可を取り消すことがある。

2 漁業の許可を受けた者の責に帰すべき事由による場合を除き、次条第1項若しくは第47条第1項の規定に基づく処分又は漁業法第67条第1項の規定に基づく指示、同条第11項の規定に基づく命令、同法第68条第1項の規定に基づく指示若しくは同条第4項において読み替えて準用する同法第67条第11項の規定に基づく命令により操業を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 第1項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

4 漁業の許可を受けた者が1漁業時期以上休業しようとするときは、休業期間を定め、あらかじめ知事に届け出なければならない。

5 漁業の許可を受けた者は、前項の休業中の漁業につき就業しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

（漁業調整等のための許可等の変更、取消し又は操業停止等）

第32条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、漁業の許可若しくは起業の認可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は操業を停止させることがある。

2 漁業の許可を受けた者が、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は同項の違反者に係る漁業の全部の許可について行うことがある。

4 知事は、第1項又は第2項の規定による漁業の許可若しくは起業の認可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は操業の停止を行おうとす

るときは、聴聞を行わなければならない。

5 第1項及び第2項の場合には、第30条第2項の規定を準用する。

(許可等の失効)

第33条 漁業の許可又は起業の認可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、第29条第1項の規定に基づき承継する場合を除き、その許可又は起業の認可は、その効力を失う。

2 漁業の許可を受けた者が当該漁業を廃止したときは、その許可は、その効力を失う。

3 船舶ごとに許可を要する漁業の許可又は起業の認可で、次の各号のいずれかに該当するものは、その効力を失う。

(1) 漁業の許可を受けた船舶を当該漁業に使用することを廃止したとき。

(2) 漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶が滅失し、又は沈没したとき。

(3) 漁業の許可を受けた船舶を譲渡し、貸し付け、返還し、その他その船舶を使用する権利を失ったとき。

第3章 水産資源の保護培養及び漁業の取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第34条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産資源の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることがある。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の適用を受ける者については、適用しない。

(保護水面における採捕の制限)

第35条 水産資源保護法第15条第1項の規定によって指定された次の表の左欄に掲げる保護水面の区域においては、それぞれ当該右欄に掲げる行為をしてはならない。

保　護　水　面　の　区　域	事　項
(観音寺市伊吹町西部海域) 1 観音寺市伊吹町1769番地に管理者が建設した標柱の位置（甲点）と甲点より270度（真方位による。以下同じ。）390メートルの点（乙点）を結ぶ直線 2 乙点と同町1764番地に管理者が建設した標柱の位置（丙点）より266度450メートルの点（丁点）を結ぶ直	水産動植物の採捕

線

3 丁点と丙点を結ぶ直線

上記の1、2及び3の3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

(三豊市詫間町栗島北部海域)

- 1 三豊市詫間町栗島字東風浜船隠港防波堤基部に管理者が建設した標柱の位置（甲点）と甲点より63度640メートルの点（乙点）を結ぶ直線
- 2 乙点と同市詫間町栗島字宮ノ浦大石に管理者が建設した標柱の位置（丙点）より353度850メートルの点（丁点）を結ぶ直線
- 3 丁点と丙点を結ぶ直線

上記の1、2及び3の3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

水産動植物の採捕

(坂出市王越町乃生北部海域)

- 1 坂出市王越町乃生字大越地先にある通称石船の中心点より86度線上の陸岸に管理者が建設した標柱の位置（甲点）と同町乃生字飛地1779番地に管理者が建設した標柱の位置（乙点）より84度30分110メートルの点（丙点）を結ぶ直線
 - 2 丙点と乙点より2度50分365メートルの点（丁点）を結ぶ直線
 - 3 丁点と同町宮ノ鼻北端に管理者が建設した標柱の位置（戊点）より0度440メートルの点（己点）を結ぶ直線
 - 4 己点と戊点を結ぶ直線
- 上記の1、2、3及び4の4直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

水産動植物の採捕

(水産資源を保護培養している海域における採捕の禁止)

第36条 次の表の左欄に掲げる水産資源保護培養海域においては、それぞれ当該右欄に掲げる行為をしてはならない。

水　産　資　源　保　護　培　養　海　域	事　項
(観音寺市伊吹町股島東部海域)	水産動植物の採捕
1 観音寺市伊吹町股島護岸北端に知事が建設した標柱の位置（甲点）より同市伊吹島北端（乙点）見通線上70	

- メートルの点（丙点）と甲点より乙点見通線上270メートルの点（丁点）を結ぶ直線
- 2 丁点と同町小股大剣岩高頂（戊点）より乙点見通線上270メートルの点（己点）を結ぶ直線
 - 3 己点と戊点より乙点見通線上70メートルの点（庚点）を結ぶ直線
 - 4 庚点と丙点を結ぶ直線

上記の1、2、3及び4の4直線によって囲まれた海域

(香川郡直島町向島西部海域)	水産動植物の採捕
<ol style="list-style-type: none"> 1 香川郡直島町直島港向島2号水門南端（甲点）と甲点より290度147メートルの点に知事が建設した標柱の位置（乙点）を結ぶ直線 2 乙点と、乙点より同町家島西端見通線と同町2936番地に隣接する無番地に知事が建設した標柱の位置（丙点）より同町直島港塩田護岸北西端見通線との交差点（丁点）を結ぶ直線 3 丁点と丙点を結ぶ直線 <p>上記の1、2及び3の3直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域</p>	

(禁止期間)

第37条 次の表の左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名 称	禁 止 期 間
あゆ	1月1日から5月31日まで
はまぐり	6月1日から8月31日まで
なまこ	4月1日から10月31日まで
あじも、がらも	1月1日から12月31日まで
みるくい	4月21日から11月30日まで

- 2 前項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(体長等の制限)

第38条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業

若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて種苗として採捕する場合は、この限りでない。

名 称	大 き さ
うなぎ	全長20センチメートル以下
ちぬ	全長 6 センチメートル以下
くるまえび	体長 6 センチメートル以下
がざみ	甲巾13センチメートル以下
あさり	殻長2.5センチメートル以下
はまぐり	殻長 3 センチメートル以下

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。

(漁業の禁止)

第39条 次に掲げる漁業の方法により営む漁業は、漁業法第65条第1項及び水産資源保護法第4条第1項の規定に基づき、営んではならない。

- (1) ばた網 (以下「ばた網漁業」という。)
- (2) 石縄網 (以下「石縄網漁業」という。)

(漁具及び漁法の制限及び禁止)

第40条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 火光を利用してする漁法 (敷網漁業、中型まき網漁業及びまき網漁業のうちいわし巾着網漁業並びに点火いさり漁業を除く。)
- (3) 水中発射装置を有するもり及びやす
- (4) 船舶を固定し、動力によって生じる水流を利用して海底の土砂を掘り起こす方法を用いてする漁法
- (5) めばるこぎ網
- (6) そろばんこぎ網

第41条 次の各号に掲げる水産植物は、5月1日から8月31までの間、漁船を使用して採捕してはならない。ただし、第1種共同漁業を内容とする漁業権又はこれに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

- (1) いばらのり

(2) かぎいばらのり

(3) おごのり

(4) えごのり

(5) いぎす

(禁止区域等)

第42条 次の表の左欄に掲げる海域においては、同表の右欄に掲げる小型機船底びき網漁業を操業してはならない。ただし、第1種共同漁業若しくは第3種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る入漁権に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

海 域	小型機船底びき網漁業
(香川、徳島県境から高松市庵治町御殿鼻までの海域) 1 東かがわ市一つ島頂より同市松島北端を経て徳島県鳴門市北灘陸岸に至る直線 2 東かがわ市一つ島頂とさぬき市小田馬ヶ鼻を結ぶ直線 3 同馬ヶ鼻と同市鴨庄大串崎を結ぶ直線 4 同大串崎と、同大串崎より高松市庵治町竹居鼻見通線と同市庵治町平谷鼻より同市カナワ岩灯台見通線との交差点を結ぶ直線 5 同交差点と、同市庵治町平谷鼻より同市カナワ岩灯台見通線と同市高島北端より同市庵治町竹居鼻見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線 6 甲点と同市庵治町竹居鼻を結ぶ直線 7 同竹居鼻と同市庵治町江ノ浜の鼻を結ぶ直線 8 同江ノ浜の鼻と同市庵治町御殿鼻を結ぶ直線 上記の1、2、3、4、5、6、7及び8の8直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち香川県海域	小型機船底びき網漁業（なまこぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
(屋島湾及び高松市庵治町北部諸島周辺海域) 1 高松市庵治町御殿鼻と同市大島東南端を結ぶ直線 2 同大島東南端と同市小カブト島東南端を結ぶ直線 3 同小カブト島東南端と同市大カブト島東南端を結ぶ直線	小型機船底びき網漁業（なまこぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）

- 4 同市大カブト島北端と同市大島アナクチ鼻を結ぶ直線
- 5 同アナクチ鼻と同市大島地先ユルブタ島頂を結ぶ直線
- 6 同ユルブタ島頂と同市大島アバギノ鼻を結ぶ直線
- 7 同アバギノ鼻と同市屋島西町長崎鼻を結ぶ直線

上記の1、2、3、4、5、6及び7の7直線と陸岸とによって囲まれた海域

(小豆郡周辺海域)

- 1 小豆郡土庄町豊島仏崎と、同仏崎より香川郡直島町向島東北端見通線と同町柏島立烏帽子鼻より小豆郡土庄町豊島ウシロトビ崎見通線との交差点を結ぶ直線
- 2 同交差点と、香川郡直島町柏島立烏帽子鼻より小豆郡土庄町豊島ウシロトビ崎見通延長線と香川郡直島町井島団子山頂より小豆郡土庄町葛島北西端見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線
- 3 甲点と、香川郡直島町井島団子山頂より小豆郡土庄町葛島北西端見通線と同町豊島宮崎より岡山県瀬戸内市前島西端見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線
- 4 乙点と、小豆郡土庄町豊島宮崎より岡山県瀬戸内市前島西端見通線と同県玉野市井島北端より兵庫県姫路市松島頂見通線との交差点（丙点）を結ぶ直線
- 5 丙点と、岡山県玉野市井島北端より兵庫県姫路市松島頂見通線と同県赤穂市御前岩灯台より東かがわ市一つ島頂見通線との交差点（丁点）を結ぶ直線
- 6 丁点と、兵庫県赤穂市御前岩灯台より東かがわ市一つ島頂見通線と高松市大島北端部高頂より小豆郡小豆島町地蔵崎（三都）見通延長線との交差点（戊点）を結ぶ直線
- 7 戊点と同町地蔵崎（三都）を結ぶ直線
- 8 同町崩鼻と同町長者ヶ鼻を結ぶ直線
- 9 同長者ヶ鼻と同郡土庄町黒崎（千軒）を結ぶ直線
- 10 同黒崎（千軒）と同町豊島仏崎を結ぶ直線

上記の1、2、3、4、5、6、7、8、9及び10の10直線と陸岸とによって囲まれた海域

(高松市屋島西町長崎鼻から坂出市王越町大崎の鼻までの海域)

小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）

小型機船底びき網漁業（打瀬網

<p>1 高松市屋島西町長崎鼻と、同市大島アバギノ鼻より同市屋島西町長崎鼻見通延長線と同市屋島東町屋島山頂屋島寺より同市生島町串山頂見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、同市屋島東町屋島山頂屋島寺より同市生島町串山頂見通線と坂出市王越町大崎の鼻より高松市神在川窪町神在鼻見通延長線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と坂出市王越町大崎の鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	漁業を除く。)
<p>(坂出市王越町大崎の鼻から同町乃生崎までの海域)</p> <p>1 坂出市王越町大崎の鼻と同町宮の鼻を結ぶ直線</p> <p>2 同宮の鼻と同町乃生崎を結ぶ直線</p> <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	すべての小型機船底びき網漁業
<p>(坂出市王越町乃生崎から三豊市詫間町高谷鼻までの海域)</p> <p>1 坂出市王越町乃生崎西端と、同乃生崎西端より同市川津町金山頂見通線と同市大屋富町松浦塩田北西角より丸龜市上真島頂見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と同市上真島頂を結ぶ直線</p> <p>3 同上真島頂と同市下真島頂を結ぶ直線</p> <p>4 同下真島頂と仲多度郡多度津町亀笠島頂を結ぶ直線</p> <p>5 同亀笠島頂と三豊市詫間町高谷鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3、4及び5の5直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
<p>(高松市女木島東側海域)</p> <p>1 高松市女木島北端と、同女木島北端より同市大島アナクチ鼻見通線と小豆郡土庄町戸形崎より高松市西宝町石清尾山頂見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、小豆郡土庄町戸形崎より高松市西宝町石清尾山頂見通線と同市屋島西町長崎鼻より同市女木島帆槌鼻見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と同市女木島帆槌鼻を結ぶ直線</p>	小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）

上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域		
(高松市女木島西側海域)		すべての小型機船底びき網漁業
1 高松市女木島帆槌鼻と、同帆槌鼻より香川郡直島町荒神島西南端見通線と高松市女木島中央高頂より同市小槌島頂見通線との交差点を結ぶ直線		
2 同交差点と高松市女木島中央高頂を結ぶ直線		
上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域		
(高松市男木島周辺海域)		小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）
1 高松市男木島灯台と、同男木島灯台より同市大カブト島鎧崎見通線と小豆郡土庄町豊島仏崎より高松市女木島東端見通線との交差点を結ぶ直線		
2 同交差点と、小豆郡土庄町豊島仏崎より高松市女木島東端と同市男木島南端より同市小槌島頂見通延長線との交差点（甲点）を結ぶ直線		
3 甲点と、高松市男木島南端より同市小槌島頂見通線と同市生島町紅峰より同市男木島灯台見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線		
4 乙点と同市男木島灯台を結ぶ直線		
上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域		
(香川郡直島町直島東側海域)		小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
1 香川郡直島町揚島北端と同町直島地蔵山頂を結ぶ直線		
2 同町揚島北端と同町柏島鶴の糞鼻を結ぶ直線		
3 同町柏島立鳥帽子鼻と同町尾高島西北端を結ぶ直線		
4 同尾高島西北端と同町向島荒ヶ鼻を結ぶ直線		
5 同荒ヶ鼻と同町家島東北端を結ぶ直線		
6 同家島東北端と同町家島北端を結ぶ直線		
7 同家島北端と同町局島南端を結ぶ直線		
8 同局島南端と同町直島重石ノ鼻を結ぶ直線		

上記の1、2、3、4、5、6、7及び8の8直線と陸岸とによって囲まれた海域		
(香川郡直島町荒神島周辺海域)		小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまこごぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
1 香川郡直島町荒神島西北端より同荒神島東北端を経て同町直島に至る直線		
2 同町荒神島西南端と同町直島串山鼻を結ぶ直線		
上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域		
(香川郡直島町井島西側海域)		小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまこごぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
1 香川郡直島町井島鞍掛の鼻と、同鞍掛の鼻より同町京の上臘島東北端見通線と同町向島北端より同町井島ヘラガ崎見通線との交差点を結ぶ直線		
2 同交差点と同ヘラガ崎を結ぶ直線		
上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域		
(香川郡直島町北部諸島周辺海域)		小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまこごぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
1 岡山県玉野市山田町出崎と、同出崎より玉野市十禅寺山見通線と岡山県玉野市山田町大上ヶ辻山頂より玉野市長崎見通線との交差点を結ぶ直線		
2 同交差点と、同交差点より香川郡直島町局島東北端見通線と同町直島重石ノ鼻より同町京の上臘島東端見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線		
3 甲点と、同町直島重石ノ鼻より同町京の上臘島東端見通線と同町局島南端より玉野市長崎見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線		
4 乙点と同長崎を結ぶ直線		
上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち香川県海域		
(香川郡直島町地先葛島水道海域)		小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまこごぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
1 玉野市高辺崎と香川郡直島町葛島北端を結ぶ直線		
2 同葛島西端と玉野市蛸崎を結ぶ直線		
上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち香川県海域		
(坂出市小瀬居島東側海域)		すべての小型機船底びき網漁業

<p>1 坂出市小瀬居島南端と、同小瀬居島南端より丸亀市本島町本島ジョウケンボ鼻見通延長線と坂出市櫃石島南端より同市岩黒島東北端見通延長線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、坂出市王越町乃生崎より坂出市小瀬居島北端見通線と同市櫃石島南端より同市岩黒島東北端見通延長線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と同市小瀬居島北端を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>(坂出市与島東側小与島周辺海域)</p> <p>1 坂出市与島南端と、同与島南端より高松市小槌島頂見通線と坂出市与島地先北備讃瀬戸大橋3P南東端より同市小与島南端見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、同市小与島北西端より同市小与島東北端見通延長線と同市与島地先北備讃瀬戸大橋3P南東端より同市小与島南端見通延長線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と同市小与島西北端を結ぶ直線</p> <p>4 同小与島西北端と同市与島東北端を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	すべての小型機船底びき網漁業
<p>(坂出市岩黒島東側海域)</p> <p>1 坂出市岩黒島南端と、同岩黒島南端より倉敷市釜島南端見通線と坂出市櫃石島地先歩渡島頂より同市小与島東北端見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、同市櫃石島地先歩渡島頂より同市小与島東北端見通線と岩黒島西北端より倉敷市釜島南端見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と坂出市岩黒島北西端を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	すべての小型機船底びき網漁業
<p>(坂出市櫃石島東側海域)</p> <p>1 坂出市櫃石島南端と同櫃石島地先歩渡島西南端を結ぶ直線</p> <p>2 同歩渡島北端と、同歩渡島北端より倉敷市鷺羽山頂見通線と坂出市小与島東北端より同市櫃石島東北</p>	すべての小型機船底びき網漁業

<p>端見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>3 同交差点と同櫃石島東北端を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2及び3の3直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>(坂出市櫃石島北側下津井瀬戸海域)</p> <p>1 倉敷市久須見鼻と坂出市櫃石島東北端を結ぶ直線</p> <p>2 同櫃石島西端と倉敷市燈籠崎（西ノ鼻）を結ぶ直線</p> <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域のうち香川県海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（いか磯間びき網漁業、なまここぎ網漁業及び打瀬網業を除く。）</p>
<p>(丸亀市本島町、広島町広島周辺海域)</p> <p>1 丸亀市本島町本町カジノ鼻と同町甲生亀山鼻を結ぶ直線</p> <p>2 同亀山鼻と同町モトドリ鼻を結ぶ直線</p> <p>3 同モトドリ鼻と同町向笠島東端を結ぶ直線</p> <p>4 同向笠島西端と同向笠島白岩頂を結ぶ直線</p> <p>5 同白岩頂と同町弁天島頂を結ぶ直線</p> <p>6 同弁天島頂と同弁天島頂より同市広島町手島赤鼻見通線と同町広島薑鼻より倉敷市六口島南端見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>7 同交差点と丸亀市広島町広島薑鼻を結ぶ直線</p> <p>8 同広島エンド鼻と同広島観音鼻を結ぶ直線</p> <p>9 同観音鼻と同市本島黒鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3、4、5、6、7、8及び9の9直線と陸岸とによって囲まれた海域。ただし、上記の海域のうち5月1日から6月30日まで及び8月1日から12月31日までの間は、次の海域を除く。</p> <p>(1) 丸亀市本島町本島フクベ鼻（ツムノ鼻）と同町弁天島頂を結ぶ直線</p> <p>(2) 同弁天島頂と同弁天島頂から同市広島町手島赤鼻見通線と同町広島薑鼻から倉敷市六口島南端見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>(3) 同交差点と丸亀市広島町広島薑鼻を結ぶ直線</p>	<p>小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）</p>

<p>(4) 同広島立石、白石と同白石から同市本島町牛島ハッセン鼻見通線と同本島黒鼻から同市広島町広島観音鼻見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>(5) 同交差点と同市本島町本島黒鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の5直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
<p>(丸亀市広島町手島周辺海域)</p> <p>1 丸亀市広島町広島薑鼻と同町手島赤鼻を結ぶ直線</p> <p>2 同手島加沙越鼻と同町広島カレイ崎を結ぶ直線</p> <p>3 同町手島高の越鼻と同町小手島北端を結ぶ直線</p> <p>4 同小手島東南端と同町手島加沙越鼻を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域。ただし、上記の海域のうち5月1日から6月30日まで及び8月1日から12月31日までの間は次の海域を除く。</p> <p>(1) 丸亀市広島町広島薑鼻から同手島赤鼻見通線と仲多度郡多度津町佐柳島小島西端から丸亀市広島町手島ニワトリ鼻（手島東端）見通延長線との交差点を結ぶ直線</p> <p>(2) 同交差点と同交差点から同手島ニワトリ鼻（手島東端）見通延長線と同手島加沙越鼻と同広島カレイ崎見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>(3) 同交差点と同広島カレイ崎を結ぶ直線</p> <p>(4) 同広島薑鼻と同広島市井浦二ヶ頭鼻を結んだ直線</p> <p>(5) 同広島青木浦北鼻と同広島カレイ崎北端を結ぶ直線</p> <p>上記の(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の5直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）</p>
<p>(仲多度郡多度津町佐柳島東側海域)</p> <p>1 仲多度郡多度津町佐柳島東南端と同町小島頂を結ぶ直線</p> <p>2 同小島東端と同小島東端より丸亀市広島町広島エンド鼻と同町小手島西端より丸亀市下真島頂見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>3 同交差点と、丸亀市広島町小手島西端より丸亀市下真島頂見通線と仲多度郡多度津町佐柳島長崎鼻よ</p>	<p>小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）</p>

	<p>り丸亀市広島町広島西岸沖ノ鼻見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>4 甲点と同郡多度津町佐柳島長崎を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	
(仲多度郡多度津町佐柳島西側海域)	<p>1 仲多度郡多度津町佐柳島西北端と、同佐柳島西北端より三豊市詫間町三崎黄金岩見通線と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻西端より岡山県笠岡市小飛島長崎見通線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻西端を結ぶ直線</p> <p>上記の1及び2の2直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）
(仲多度郡多度津町高見島海域)	<p>1 仲多度郡多度津町高見島板持鼻より丸亀市上真島頂見通線と丸亀市本島町カブラ崎より仲多度郡多度津町高見島高須崎見通線との交差点</p> <p>2 1と高見島板持鼻を結ぶ直線</p> <p>3 1と高見島高須崎を結ぶ直線</p> <p>4 高見島板持鼻と同町二面島北端を結ぶ直線</p> <p>5 高見島高須崎と同町二面島北端を結ぶ直線</p> <p>上記の2、3、4及び5の4直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。）
(三豊市詫間町高谷鼻から同市詫間町三崎西北端（ハヤ崎）までの海域)	<p>1 三豊市詫間町高谷鼻東端と同市詫間町三玉石を結ぶ直線</p> <p>2 同三玉石と同市詫間町戸野崎を結ぶ直線</p> <p>3 同戸野崎と同市詫間町香田鼻を結ぶ直線</p> <p>4 同香田鼻と同市詫間町伊佐古鼻を結ぶ直線</p> <p>5 同伊佐古鼻と同市詫間町観音鼻（積浦）を結ぶ直線</p> <p>6 同観音鼻（積浦）と同市詫間町箱崎を結ぶ直線</p> <p>7 同箱崎と同市詫間町室浜防波堤突端より岡山県笠岡市真鍋島去浜鼻見通線上最大高潮時海岸線より</p>	小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）

	300メートルの点を結ぶ直線	
8	同点と三豊市詫間町三崎西北端（ハヤ崎）より岡山県笠岡市六島大鳥鼻見通線上最大高潮時海岸線より400メートルの点（甲点）を結ぶ直線	
9	甲点と三豊市詫間町三崎西北端（ハヤ崎）を結ぶ直線	
	上記の1、2、3、4、5、6、7、8及び9の9直線と陸岸とによって囲まれた海域	
	(三豊市詫間町三崎から香川、愛媛県境までの海域)	小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。）
1	三豊市詫間町三崎西端と同市詫間町古三崎を結ぶ直線	
2	同古三崎と同市丸山島西南端を結ぶ直線	
3	同丸山島西南端と同市大鳴島西端を結ぶ直線	
4	同大鳴島西端と同市仁尾町チヂブ岬より観音寺市円上島頂見通線上最大高潮時海岸線より300メートルの点を結ぶ直線	
5	同点と同市高室町九十九崎より同市円上島頂見通線上最大高潮時海岸線より100メートルの点（甲点）を結ぶ直線	
6	甲点と同市観音寺町観音寺港北防波堤灯台より同市伊吹島赤崎見通線上最大高潮時海岸線より100メートルの点（乙点）を結ぶ直線	
7	乙点と同市豊浜町豊浜港防波堤突端より同市伊吹島赤崎見通線上最大高潮時海岸線より200メートルの点（丙点）を結ぶ直線	
8	丙点と同市豊浜町箕浦防波堤突端より三豊市詫間町三崎見通線上最大高潮時海岸線より200メートルの点（丁点）を結ぶ直線	
9	丁点と香川、愛媛県境余木崎より観音寺市伊吹島赤崎見通線上最大高潮時海岸線より500メートルの点（戊点）を結ぶ直線	
10	戊点と香川、愛媛県境余木崎を結ぶ直線	
	上記の1、2、3、4、5、6、7、8、9及び10の10直線と陸岸とによって囲まれた海域	
	(三豊市志々島周辺海域)	小型機船底びき網漁業（なまこ

<p>1 三豊市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通延長線と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻より同町高見島西南端見通延長線との交差点（甲点）と三豊市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通線と仲多度郡多度津町佐柳島小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線</p> <p>2 乙点と、丸亀市下真島頂より三豊市志々島南端見通延長線と仲多度郡多度津町佐柳島小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線との交差点（丙点）を結ぶ直線</p> <p>3 丙点と、丸亀市下真島頂より三豊市志々島南端見通線と仲多度郡多度津町佐柳島金剛鼻より同町高見島西南端見通延長線との交差点（丁点）を結ぶ直線</p> <p>4 丁点と甲点を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3及び4の4直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>こぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)</p>
<p>(三豊市栗島周辺海域)</p> <p>1 三豊市栗島毛戸鼻と同毛戸鼻より同市詫間町観音鼻（積浦）見通線と同市栗島竹浦南端より同市栗島竹浦西端見通延長線との交差点を結ぶ直線</p> <p>2 同交差点と、同市栗島竹浦西端より同市栗島竹浦南端見通延長線と同市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通線との交差点（甲点）を結ぶ直線</p> <p>3 甲点と、同市詫間町観音鼻（積浦）より同市志々島北端見通線と仲多度郡多度津町佐柳島小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線との交差点（乙点）を結ぶ直線</p> <p>4 乙点と仲多度郡多度津町佐柳島小島東端より三豊市詫間町高谷鼻見通線と同市栗島最北端より同市栗島地先矢倉石見通延長線との交差点（丙点）を結ぶ直線</p> <p>5 丙点と同市栗島最北端を結ぶ直線</p> <p>上記の1、2、3、4及び5の5直線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（なまここぎ網漁業及び打瀬網漁業を除く。)</p>
<p>(観音寺市伊吹島、股島、小股島及び円上島周辺海域)</p> <p>観音寺市伊吹島、同市股島、同市小股島及び同市円上島各島周辺最大高潮時海岸線より150メートルの距離の線と陸岸とによって囲まれた海域</p>	<p>小型機船底びき網漁業（打瀬網漁業を除く。)</p>

(漁場内の岩礁破碎等の許可)

第43条 漁業権の設定されている漁場内において岩礁を破碎し、又は土砂若しくは岩石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならぬ。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該土砂、岩石又は岩礁の所在する場所
- (3) 破碎又は採取する目的
- (4) 破碎又は採取の時期及び期間
- (5) 漁業権の免許番号
- (6) その他参考となるべき事項

3 知事は、第1項の規定により許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。

(漁船の馬力数の制限)

第44条 次の表の左欄に掲げる漁業には、同表の右欄に掲げる馬力数を超える推進機関を備える漁船を使用してはならない。

漁業種類	馬力数
機船船びき網漁業	48キロワット

(遊漁者等の漁具及び漁法の制限)

第45条 漁業者が漁業を営むために水産動植物を採捕する場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事して水産動植物を採捕する場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) さお釣り又は手釣り（船舶を利用するものでまきえ釣り及びまだこ釣りを行うものを除く。）
- (2) たも網又は^き手網
- (3) 投網（船舶を使用しないものに限る。）
- (4) 徒手採捕
- (5) やす又はは具（船舶を使用しないものに限る。）

2 前項の規定により水産動植物を採捕する場合といえども、正当な漁業の操業を妨げないようにしなければならない。

(試験研究等の適用除外)

第46条 第35条から第41条まで（第39条を除く。）及び前条（第2項を除く。）の規定は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の自給（以下この条において「試験研究等」という。）ための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、第9号様式による申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、第1項の許可をしたときは、第10号様式による許可証を交付する。
- 4 知事は、第1項の許可をするに当たり、制限又は条件を付けることがある。
- 5 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後延滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行ってはならない。
- 7 第1項の許可を受けた者が許可証に記載された事項につき変更しようとする場合は、知事の許可を受けなければならない。
- 8 第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において第3項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。
- 9 第11条の規定は、第1項又は第7項の規定により許可を受けた者について準用する。

(許可船舶に対する停泊命令及び検査)

第47条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。漁業法第134条第1項の規定による検査を行わせるときも、同様とする。

- 2 前項前段の停泊期間は、40日間を超えないものとする。
- 3 知事は、第1項前段の規定による処分をしようとするときは、聴聞を行わなければならない。
- 4 第1項前段の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
- 5 第1項後段の停泊期間は、10日間を超えないものとする。

(船長等の乗組禁止命令)

第48条 知事は、漁業の許可を受けた者につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を

指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。

2 前項の場合には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(無許可船舶に対する停泊命令)

第49条 知事は、合理的に判断して、漁業者が当該漁業の許可を受けないで当該漁業を営んだ事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該船舶の停泊を命ずることがある。

2 前項の停泊期間は、40日間を超えないものとする。

3 第1項の場合には、第47条第3項及び第4項の規定を準用する。

(無許可船舶に対する漁具又は漁ろう装置の陸揚げ命令等)

第50条 知事は、漁業取締り上必要があるときは、漁業の許可を受けないで当該漁業に使用し、若しくは使用するおそれがあると認める船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者に対して、期間を指定し、専ら当該漁業の用に供されるものと認める漁具又は漁ろう装置その他の設備の陸揚げを命じ、又は自らこれらの設備の封印をすることがある。

(停船命令)

第51条 漁業監督吏員は、漁業法第74条第3項の規定による検査又は質問をするため必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、停船を命ずることができる。

2 前項の規定による停船命令は、同項の検査又は質問をする旨を告げ又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。

(1) 第11号様式による信号旗Lを掲げること。

(2) サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号（短音1回、長音1回、短音2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

(3) 投光器によりLの信号（短光1回、長光1回、短光2回）を約7秒の間隔を置いて連続して行うこと。

3 前項において、「長音」又は「長光」とは、約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。

(漁場又は漁具の標識の設置に係る届出)

第52条 漁業法第72条の規定により漁場の標識の建設又は漁具の標識の設置を命じられた者は、遅滞なくその命じられた方法により当該標識を建

設し、又は設置し、その旨を知事に届け出なければならない。

(標識の書き換え又は再設置等)

第53条 前条の標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなったとき、又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なくこれに書換え、又は新たに建設し、若しくは設置しなければならない。

(定置漁業等の漁具の標識)

第54条 定置漁業その他知事が必要と認め別に定める漁業を営む者は、漁具の敷設中昼間にあっては第12号様式による漁具の標識を当該漁具の見易い場所に水面上1.5メートル以上の高さに設置し、夜間にあっては電灯その他の照明による漁具の標識を当該漁具に設置しなければならない。

2 知事は、前項の漁業を定めたときは公示する。

(延なわ漁業及びさし網漁業の漁具の標識)

第55条 次の各号に掲げる延なわ漁業及びさし網漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者は、その操業中幹なわ又は網の両端に、水面上0.5メートル以上の高さのポンデンをつけなければならない。この場合、夜間においては当該ポンデンに電灯その他の照明を掲げなければならない。

(1) たい、はも、あなご延なわ漁業

(2) さし網漁業のうち流しさし網漁業

2 前項の漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

第4章 罰則

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1) 第15条、第34条第1項、第35条から第38条まで、第40条から第42条まで、第43条第1項、第44条又は第46条第6項の規定に違反した者

(2) 第14条、第32条第1項、第43条第3項又は第46条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

(3) 第32条第1項の規定による操業の停止の命令に違反した者

(4) 第34条第2項、第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項又は第50条の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品、漁船又は漁具その他水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができ

る。

第57条 第11条第1項（第46条第9項において準用する場合を含む。）、第13条第1項若しくは第2項又は第45条第1項の規定に違反した者は、科料に処する。

第58条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員がその法人又は人の業務又は財産に関して、第56条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第59条 第11条第3項（第46条第9項において準用する場合を含む。）、第12条、第17条、第18条、第20条第1項若しくは第2項、第29条第2項、第31条第4項若しくは第5項又は第46条第5項の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の香川県漁業調整規則（以下「旧規則」という。）第7条の規定によりなされている漁業の許可（同条第14号のかご漁業（せん漁業、いか巣漁業及びいかつけ漁業を含む。）及び同条第23号の小型定置漁業を除く。）又は第21条第1項の規定によりなされている起業の認可（以下「旧許可等」という。）は、改正後の香川県漁業調整規則（以下「新規則」という。）第7条の規定による漁業の許可（同条第12号のせん漁業及び同条第26号の小型定置網漁業を除く。）又は第21条第1項の規定による起業の認可とみなす。この場合において、当該漁業の許可又は起業の認可の有効期間は、新規則第9条第1項又は第22条第2項の規定にかかわらず、旧許可等の有効期間の残存期間とする。

3 この規則の施行の際現に旧規則第7条第14号の規定によりなされているかご漁業（せん漁業、いか巣漁業及びいかつけ漁業を含む。）の許可及び同条第23号の規定によりなされている小型定置漁業の許可（以下「旧許可」という。）は、新規則第7条第12号のせん漁業の許可及び同条第26号の小型定置網漁業の許可とみなす。この場合において、当該漁業の許可の有効期間は、新規則第9条第1項の規定にかかわらず、旧許可の有効期間の残存期間とする。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類又は交付されている許可証は、新規則の規定により提出された申請書その他の書類又は交付された許可証とみなす。

5 旧規則第40条第1号に規定する手操第2種漁業のうちなまここぎ網漁業については、平成22年3月31までの間は、なお従前の例による。

- 6 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項に規定する漁船についての新規則第44条の規定の適用については、同条の表中「48キロワット」とあるのは、「15馬力」とする。
- 7 この規則の施行前にした行為に対する命令その他の処分に関する規定の適用については、なお従前の例による。
- 8 この規則の施行前にした行為並びに附則第5項及び前項においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 旧規則第4号様式（その1）、第8号様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

第1号様式（その1）（第4条関係）

代 表 者 選 定 届	
年 月 日	
香川県知事	殿
住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
下記のとおり○○漁業に係る共同申請の代表者を選定したから届け出ます。	
記	
代表者 住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称)	

第1号様式（その2）（第4条関係）

代 表 者 変 更 届	
年 月 日	
香川県知事	殿
住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	印
下記のとおり 年 月 日付け届出の○○漁業に係る共同申請の代表者 を変更したから届け出ます。	
記	
旧代表者 住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称)	
新代表者 住 所	
氏 名 (法人にあっては、名称)	

第2号様式（第5条関係）

漁業権（入漁権）行使規則認可申請書	
年　月　日	
香川県知事	殿
住 所	
○○漁業協同組合	
理 事	氏
名印	
年　月　日香川県告示第○号によって公示された○第○号に係る漁業権 について、別添のように○○漁業協同組合○第○号○○○○漁業権（入漁権）行 使規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。	

第3号様式（第5条関係）

○○漁業免許申請書

年　月　日

香川県知事　　殿

住 所

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

年　月　日　　県告示第○号によって公示された共（区、定）第○号漁業の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第4号様式（その1）（第8条、第21条関係）

(表)

○○漁業許可（起業認可）申請書	
年　月　日	
香川県知事	殿
住 所	
氏 名	（法人にあっては、名 称及び代表者の氏名） ㊞
（ 年　月　日生）	
下記により○○漁業の許可（起業の認可）を受けたいので申請します。	
記	
1 漁業種類	
2 操業区域	
3 漁獲物の種類	
4 操業期間	
5 漁業根拠地	
6 漁具の種類、規模及び数	
7 使用する船舶	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
8 火光を利用するものにあっては、電源の種類及び出力、集魚灯の数及び光力	
9 潜水器を利用するものにあっては、潜水器の種類、型式及び送気装置	
10 魚群探知器の有無	

備考

1. 表面の申請に係る漁業は、次の表中から選択して記載すること。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 中型まき網漁業 | (16) 潜水器漁業 |
| (2) 瀬戸内海機船船びき網漁業 | (17) いさり漁業 |
| (3) 小型まき網漁業 | (18) まで突漁業 |
| (4) 機船船びき網漁業 | (19) えむしかけ漁業 |
| (5) 地びき網漁業 | (20) まきえ釣り漁業 |
| (6) 袋まち網漁業 | (21) ひき釣り漁業 |
| (7) ごち網漁業 | (22) まだこ釣り漁業 |
| (8) 敷網漁業 | (23) 船舶を使用しないさし網漁業 |
| (9) さし網漁業 | (24) 船舶を使用しない固定式さし網漁業 |
| (10) 固定式さし網漁業 | (25) 船舶を使用しないたこつぼなわ漁業 |
| (11) すくい網漁業 | (26) 船舶を使用しないせん漁業 |
| (12) たこつぼなわ漁業 | (27) 船舶を使用しない潜水器漁業 |
| (13) 延なわ漁業 | (28) 小型定置網漁業 |
| (14) せん漁業 | (29) 建干網漁業 |
| (15) 空釣りなわ漁業 | |

(注) 中型まき網漁業、瀬戸内海機船船びき網漁業については、漁業法第66条第1項の規定による漁業をいう。

2. 下記の漁業については禁止する。(規則第39条関係)

- (1) ばた網漁業
- (2) 石線網漁業

第4号様式（その2）（第8条、第21条関係）

小型機船底びき網漁業許可(起業認可)申請書			
年　月　日			
香川県知事 殿			
住 所			
氏 名 <small>(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)</small> ㊞			
(年　月　日生)			
下記のとおり小型機船底びき網漁業の許可（起業の認可）を受けたいので申請します。			
記			
1 漁業種類等			
漁業種類 (地方名称)	()	()	()
漁根 抠 業地	主 従	主 従	主 従
操業区域			
操業期間			
使漁具用数			
主な漁獲物の種類			
2 使用船舶			
(1) 船名			
(2) 漁船登録番号			
(3) 総トン数			
(4) 推進機関の種類及び馬力数			

第5号様式（その1）（第10条関係）

許可番号第　　号	
○○漁業許可証	
住 所	
氏 名 <small>（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）</small>	
1 漁業種類	
2 操業区域	
3 操業期間	
4 船舶	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
5 許可の有効期間	
年 月 日から	年 月 日まで
6 制限又は条件	
年 月 日	
香川県知事 団	

第5号様式（その2）（第10条関係）

許可番号カワ第 号			
小型機船底びき網漁業許可証			
住 所			
氏 名 <small>（法人にあっては、名 称及び代表者の氏名）</small>			
1 漁業種類等			
漁業 種類	手 線 第 種 漁 業 (漁業)	手 線 第 種 漁 業 (漁業)	手 線 第 種 漁 業 (漁業)
操業 区域			
操業 期間	月 日 から 月 日 まで	月 日 から 月 日 まで	月 日 から 月 日 まで
2 船舶			
(1) 船名			
(2) 漁船登録番号			
(3) 総トン数			
(4) 推進機関の種類及び馬力数			
3 許可の有効期間			
年 月 日 から 年 月 日 まで			
4 制限又は条件			
年 月 日			
香川県知事 印			

第6号様式（第13条関係）

漁業	様式
小型機船底びき網 漁業のうち打瀬漁業	カワ打 123
小型機船底びき網 漁業のうち自家用 餌料びき網漁業	カワ自 123
上記以外の小型機 船底びき網漁業	カワ 123
瀬戸内海機船船び き網漁業	カワひき 123

備考

各文字及び数字の大きさは8セン
チメートル以上、太さは2センチメ
ートル以上、間隔は2.5センチメート
ル以上とする。

第7号様式（第16条関係）

○○漁業許可の内容（起業認可）変更許可申請書		
年　月　日		
香川県知事　　殿		
住 所		
氏 名 <small>（法人にあっては、名） （称及び代表者の氏名）</small> ㊞		
下記により○○漁業の許可の内容（起業の認可）の 変更について許可を受けたいので、申請します。		
記		
1	漁業種類	
2	許可（認可）番号	
3	許可（認可）年月日	
4	変更しようとする事項	
項 目 変 更 前 変 更 後		
5	変更しようとする時期	
6	変更しようとする理由	

第8号様式（第17条関係）

○○漁業許可証書換え交付申請書

年　月　日

香川県知事　　殿

住 所

氏名 (法人にあつては、名
称及び代表者の氏名) ㊞

下記により○○漁業許可証の書換え交付を受けたいので、申請します。

記

- 1 漁業種類
- 2 許可番号
- 3 訸可年月日
- 4 書き換えようとする事項

項目	現在の許可証記載事項	書き換えようとする内容

- 5 書換えを必要とする理由

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

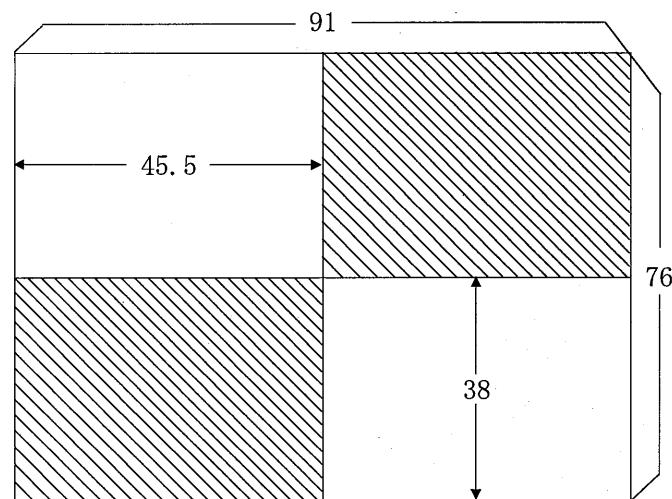
第9号様式（第46条関係）

特別採捕許可申請書
年　月　日
香川県知事 殿
住 所
氏 名 <small>(法人にあっては、名 称及び代表者の氏名)</small> ㊞
下記により特別採捕の許可を受けたいので申請します。
記
1 目的
2 適用除外の許可を必要とする事項 香川県漁業調整規則第 条第 項
3 使用船舶
(1) 船名
(2) 漁船登録番号
(3) 総トン数
(4) 推進機関の種類及び馬力数
(5) 所有者氏名
4 採捕しようとする水産動植物の名称及び数量
5 採捕の期間
6 採捕の区域
7 使用漁具及び漁法
8 採捕に従事する者の住所及び氏名

第10号様式（第46条関係）

許可番号特第 号	
特別採捕許可証	
住 所	
氏 名	〔法人にあっては、名 称及び代表者の氏名〕
1 適用除外の事項 香川県漁業調整規則第 条第 項	
2 採捕する水産動植物の種類及び数量	
3 採捕の区域	
4 採捕の期間	
5 使用漁具及び漁法	
6 採捕に従事する者の住所及び氏名	
7 使用船舶	
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
8 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで	
9 制限又は条件	
年 月 日	
香川県知事 団	

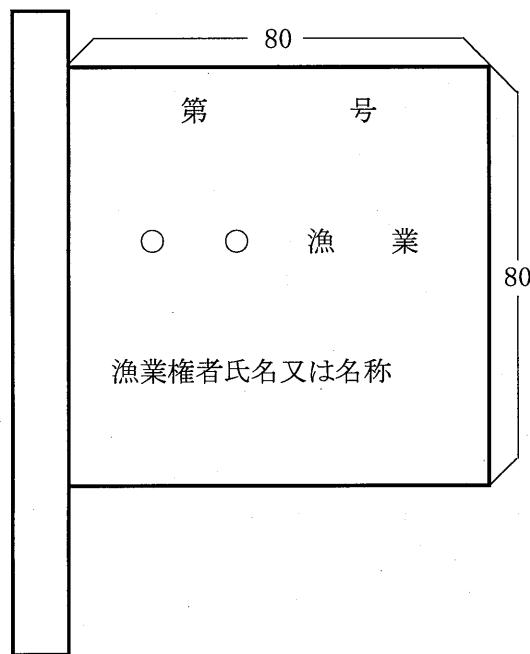
第11号様式（第51条関係）



備考

- 1 斜線の部分は、黒であり、その他の部分は、黄である。
- 2 この旗は、国際海事機関の採択した国際信号書に規定する「L」旗（あなたは、すぐ停船されたい。）である。
- 3 数字は、センチメートルを示す。

第12号様式（第54条関係）



備考

- 1 標識は、赤色の布地である。
- 2 数字は、センチメートルを示す。